

明治後期東京における私立中学校の機能

——入学動向・入学者の経歴の視点から——

武石 典史

1. はじめに

1.1. 課題

本稿では明治後期における「東京府の私立中学校」(以下、「私立中学校」と略記)への入学動向・入学者の経歴を分析することをとおして、私立中学校がいかなる教育段階・教育機関と接続関係にあったかを検討する。そのうえで、私立中学校の機能を考察したい。

近代日本の中学校は、深谷(1974, 1081頁)が「競争の原理に基づく淘汰機関で、健康、経済力、学力の三拍子に恵まれなければ中学校卒業は困難であった」と述べ、また天野(1982, 164頁)も高等教育進学の「正系」である中学校では「入学後も進級の過程で次々に生徒をふるい落としていった」と指摘しているように、大量の半途退学者排出をも辞さない淘汰機能を備えた教育機関であった。

斉藤(1995a)は、淘汰が本格化していく時期を明治後期としたうえで、広範にわたる史料を手堅く駆使しつつ、淘汰の実態を説得的に論証している。いわば従来の通説を裏付けた形であり、本稿も異をはさむものではない。だが、「半途退学者の行方」の節で紹介されている、素行不良により停学処分を受け、さらに落第を繰り返したことによって「淘汰」された半途退学者が私立中学校へと転じたいくつかの事例は、私立中学校が単なる淘汰機関ではなかったことを示唆している。

氏は、半途退学者の私立中学校への転学行動を、全国中学校の「レベルの多層化」による「受け皿」的要素の私立中学校が成立していたという文脈で片付けているが

(斉藤 1995a, 64頁), こうした理解では, なにゆえ転学先が近隣の非一流中学校ではなく, 東京の私立中学校であったかの説明にはならない。したがって, これは学校間格差で説明されうる性質のものではなく, 私立中学校の機能によって解明されるべき問題であると考えられる。

ところで, 私立中学校が「中学校」としての認可を得, 各種特権が付与される公教育体制に残るための整備過程については制度史的に論じられてきているものの(深谷 1969), 淘汰が本格化していく明治後期の私立中学校を対象とした実態レベルの研究は全くといっていいほどなされてきていない⁽¹⁾。つまり, 私立中学校の入学動向やどういった者が入学し, その目的が何であったかというような問い自体がいまだに手付かずのままなのである。

そこで本稿では, 第一節で私立中学校入学者の入学学年状況を整理し, 第二節で入学者の経歴を分析しつつ私立中学校の機能について検討する。その機能が変容していく背景を第三節で触れて, 最後に私立中学校が有していた機能の社会的意味を論じたい。

1.2. 史料について

分析に際しては, 随所に成城学校の『学籍簿』のデータを用いる。明治30年の東京府には私立尋常中学校が16校あり, うち14校の入学状況が判明している(14校については表1の注を参照)。それによれば, 全入学者に占める第一学年入学者割合が10%台は2校, 20%台4校, 30%台3校, 40%台4校というふうに, 独協の68.5%を除けば, 幅はあるものの概ね50%以下とそれなりに特徴が重なっている。成城は33.8%でほぼ中間に位置している。

表1 中学校入学者入学学年別割合(カッコ内は全国)

		1年	2年	3年	4年	5年	計	N
明治30年	府立	71.7	12.9	11.5	3.1	0.8	100.0	481
	私立	34.8	25.9	16.3	13.9	9.1	100.0	3631
明治36年	府立(全国)	86.8(89.8)	7.3(4.4)	3.7(2.8)	1.9(2.5)	3.0(0.5)	100.0(100.0)	646(26251)
	私立	35.1	15.9	13.0	17.0	19.0	100.0	5475
明治42年	府立(全国)	90.5(89.4)	4.7(3.7)	3.1(3.3)	1.5(2.9)	0.2(0.7)	100.0(100.0)	589(31439)
	私立	53.5	10.3	15.9	16.9	3.4	100.0	4815
大正4年	府立(全国)	92.1(90.5)	4.3(3.1)	2.2(3.0)	0.7(2.5)	0.7(0.9)	100.0(100.0)	696(35045)
	私立	60.0	7.8	14.0	15.0	3.2	100.0	6063

注: 明治30年の私立は, 郁分館, 尚武, 商工, 数学院, 明治義会, 錦城, 大成, 京華, 麻布, 正則, 攻玉社, 独逸学協会, 日本, 成城の14校。

『明治三十二年 第三課文書 学務 各学校 府立・私立・各種学校 第一巻』(東京都公文書館所蔵), 『全国中学校ニ関スル諸調査』より作成。

また、入学試験の実施方式や入学者の経歴に関して法令違反もしくはその疑いがある、と文部省より警告等をうけていた私立中学校は、管見の限り立教、日比谷、成城、麻布、日本、正則、京華、大成、東京、錦城、神田、順天、郁文館の各中学校である。この法令違反の程度にも各校間に差異はあるだろうが、成城のデータは多かれ少なかれ上記中学校の動向を反映していると思われる。ただし、成城は「陸軍士官学校の予備校」としての側面があったゆえ、陸士合格を目指しての入学者も少なくなかったはずであり、その意味で、成城は他の中学校とは違った様相を呈していた可能性も否定できない。

したがって、成城の数値のみで論を展開するのではなく、公文書、他の中学校の学校史、新聞雑誌記事、伝記、諸統計といった他の史料群との整合性を確認しつつ、そしてこれらで補いながら私立中学校全体の実態に迫っていく。

なお、『学籍簿』の様式について簡単に触れておくと、本稿にかかわるところでは、「生徒姓名」「生年月日」「入校前履歴」「入校年月」「入校当時ノ学級(入学学年)」「入校後履歴」「卒業年月」「異動(卒業か退学か)」が記載されている。生徒に対して在学証明書を下附したか否かを示す「徴兵猶予」なる項もあるものの、記載率が極めて低いためここでは扱わない。また、「族籍」「父兄姓名」「(父兄の)職業」「父兄住所」「男弟(出生順位)」「生徒現住所」等の記載があるが、本稿の関心を超えるゆえ、それらには論及しない。

2. 私立中学校入学者の入学学年と年齢

2.1. 私立中学校入学者の入学学年

明治19年の中学校令をうけて、東京府尋常中学校のみが中学校として認可されていた東京府では、明治20年代に入ると尋常中学校に「転身」する私学が現れはじめ、その後も転身や新設が相次いだ。それゆえ、明治34年の中学校数をみると、府立4校、私立21校というふうに量的には後者が前者を圧倒するようになっていた(『東京府学事第二十九年報』)。

折りしも上級学校進学・徴兵等において中学校卒業という学歴が「特典」的性格を帯びはじめ、「条件」として定着していく時期でもあった。また、「近時、教育の隆盛につれて、国民は、小学教育丈では、逆も満足し得ずして、更に進んで、中学校に入り、より高き普通教育を受くるに至つたのは、我国刻下の趨勢」(渡邊 1907, 85頁)と論じられていたように、明治30年代には国民の要求する教育水準が中等段階へと高まりつつあった。

それでは、明治30年代から大正前期にかけての中学校入学者の状況を確認していこう。表1は東京の府立、私立中学校、そして全国の中学校入学者を入学年別でみたものであるが、明治36年には既に9割弱を占めていたことが示しているように、全国的にはかなり早い時期から第一学年への入学が一般的となっていたようだ。とりわけ府立中学校では、明治末期には既に90%に達している。

他方、私立中学校では第一学年入学者が明治30年、36年には35%程度に過ぎず、第二学年以上への入学者が圧倒的多数を占めていたことがわかる。大正4年になってやっと6割に達していることから、全国的にみてかなり特異だったといえてよい⁽²⁾。

府立の第二学年以上の入学者は28.3%（明治30年）から13.2%（36年）へと僅か6年で半減しているが、これは東京府尋常中学校入学志願者心得に「本校ニ於テ募集スル生徒ハ第一年級及ヒ第二年級第三年級ノ補欠生ナリ」（『東京府尋常中学校』『東京府教育会雑誌』第101号、1898年3月28日）とあるように、府立では第一学年生を主要な募集対象とする方針が急速に確立しつつあったためであろう。対照的に、「入学期を一定せず年中数十回生徒募集を行ふ事而して五年級にもドシドシ入学を許し」ていた神田中学校（「神田中学閉鎖を命ぜらる」『教育界』第2巻第9号、1903年7月3日）、全学年の生徒を募っていた大成中学校等の例は（「生徒募集」『読売新聞』1905年7月9日）、明治30年代には入学時期そして入学学年を問うことなく私立中学校に入学できたことを端的に表している。

このように、府立と私立では入学者の入学学年に大きな相違があったが、輩出される卒業生にもそれが反映されていた⁽³⁾。明治37年から40年における府立三中卒業生286名の67.8%（東京府立第三中学校編 1916）、府立四中卒業生265名の72.1%（東京府立第四中学校編 1909）が第一学年入学者であったのに対し、成城では11.8%（N=245）に過ぎない。これは、明治30年代に府立では確立しつつあった、第一学年入学後、五年間在学して卒業という就学パターンが私立では定着の兆しすらなかったことを物語っている。成城においてそれが50%を超えるのは、大正5年まで待たなくてはいけなかった。

2.2. 私立中学校（生徒）入学者の年齢

明治28年の『東京府学事第二十三年报』では、私立中学校12校の「第二年級以上ニ編入セシモノ」の「其年齢ノ如キハ最少十二年最長二十年以上ニ及フモノアリ」と入学者の年齢幅の広さが述べられている。教育ジャーナリズム上でも、「就学年齢

明治後期東京における私立中学校の機能

なる者は、独り就学の当初、即ち其小学校に入るの時のみ効力ある」（「私立中学校生徒の年齢」『教育報知』第525号，1896年9月30日）と指摘されていたほどであった。

明治30年秋時点での東京府尋常中学校生徒（在學生）の平均年齢が、一年生14歳3月，二年生15歳11月，三年生16歳5月，四年生17歳5月，五年生18歳9月であったのに対し，私立はというと，例えば錦城においてはそれぞれ13歳8月，14歳6月，16歳5月，18歳，19歳2月（「公私立中学校及各種学校取調照会」『明治三十二年第三課文書 府立・私立・各種学校 第一巻』），明治33年の順天在學生では13歳1月，14歳7月，16歳2月，18歳5月，19歳11月となっている（渡辺編 1994，79頁）。府立に比し私立では，上級学年入学者の年齢が高い傾向にあったようだ。

入学者の年齢に関して，成城を事例に詳しくみていこう。表2は「入学時」の平均年齢，最高年齢，最少年齢を入学学年別に算出したものであり，ここからは明治後期の特徴として次の二点が読み取れる。まず第一に，やはり明治30年代の第三学年以上の平均年齢が高い。これは20歳前後の少年が一定数存在していたことを表しているが，ここで想起すべきは，私立中学校が困難を経て徴兵猶予の特権を得ていたということであろう。

表2 成城入学者の入学学年別年齢（入学時。年齢数値は平均年齢・最高年齢・最低年齢の順）

	1年	2年	3年	4年	5年
明治34-35年	13.11 [18.11:11.06]	15.11 [20.00:12.08]	17.01 [20.01:13.10]	18.04 [23.10:15.06]	19.05 [24.00:16.07]
明治40-41年	13.06 [16.10:12.00]	15.02 [16.11:13.01]	16.06 [18.07:14.07]	18.00 [20.09:15.08]	18.09 [20.10:16.10]
大正2-3年	13.04 [16.04:11.11]	14.10 [16.11:13.01]	15.08 [17.06:14.01]	17.07 [20.05:15.07]	18.06 [20.02:16.06]

『生徒学籍簿 成城学校』，『従明治四十年四月 生徒学籍簿 成城学校』（成城学校校友会所蔵）より作成。

特権の有無が私立中学校の存続を大きく左右していたということは，徴兵猶予（と卒業すれば一年志願兵の資格）を意識していた者が少なからず入学していたことを意味している。ただ，兵役は男子の義務であり建前としては名誉であったから，私立中学校入学の動機が「徴兵忌避」であったとの「ホンネ」を回想録等に見つけ出すことは極めて難しい。しかし，「二十歳前後の青年にして漸く二学年又は三学年に入学するものの如きは，慥かに徴兵猶予の特典に浴せんとするもの」（「中学校生徒の増加」『教育時論』第724号，1905年5月25日），「中学在校中に徴兵猶予するものは，地方には少ないが，東京には多い」（島溪生 1907，73頁）や「私立中学校を以て，兵役免除の金城鉄壁と思惟し，校紀の緩慢なるに附け込む」（「私立尋常中学生の一年志願兵許可に就て」『教育時論』第392号，1896年3月5日）といった数々の批判的論調は，その傍証となろう⁽⁴⁾。

第二に、とりわけ高学年において最高・最低年齢との差が大きいということである⁽⁵⁾。これは同じ学年の入学者とはいえ、入学前の経歴が多様であったことを示唆している。どういう経緯を経て、いかなる目的で私立に入学していたかについては次節で検討しよう。

ともあれ、上級学年への入学者が大半を占め、かつその平均年齢が高かった明治後期の私立中学校ではあったが、徐々に第一学年入学者の割合が増加していき、それに伴って各学年における年齢差が縮小し、平均年齢が低下していった。

3. 私立中学校の機能と入学者の「経歴」

3.1. 私立中学校入学者の前学歴

第二学年以上への入学者割合が高かったということは、私立中学校には「前学歴」が初等教育機関以外の者がかなり入学していた可能性が高い。『全国中学校ニ関スル諸調査』によれば、明治36年の中学校入学者の「従前ノ学歴」のうち、初等教育機関占有率は、全国88.6% (N=26328)、府立83.0% (N=647) と全国的には中学校は小学校と接続していた一方で、私立は52.9% (N=5530) である。ただし、同資料における明治36年から38年にかけての成城の数値が48.2% (N=709) であるのに対し、『学籍簿』では35.7% (N=845) と大きな差が生じている⁽⁶⁾。この差異は、明治30年代に私立中学校の入学・卒業をめぐる文部省などから再三改善勧告が出されていたから(次節参照)、色をつけて当局に申告していたからと思われる。したがって、実際には明治36年の私立中学校では小学校を「前学歴」とする入学者の割合は50%を大きく割り込んでいたであろう。また、成城においては「前学歴」小学校の割合が、私立中学校平均に比し若干ではあるが低かったと推測される。

ではこの点に留意しつつ、成城入学者の前学歴を入学学年別に整理した表3に目を向けてみよう。この表からは着目すべきこととして以下の三点を挙げることができる。

第一に、特に明治30年代、(高等) 小学校から直接中学校に入学するものが少なく、割合にバラツキはあるものの前学歴が多岐にわたっていたという点である。各種学校出身者、陸幼中退者や「私塾又は特別の師に就きて勉学し、中学の高学年に編入せらるゝこと」(「禁圧主義の余沫」『教育学術界』第7巻第6号、1903年)も僅かながら存在していた。

第二に、第一学年へのそして小学校からの入学者が少ないのみならず、その卒業率も低く、卒業生の主勢は転校生であった。つまり、「アウトプット」の観点からも

表3 成城入学者の入学学年・前学歴別割合（カッコ内は卒業率）

	明治32年－明治37年（Ⅰ期）					明治38年－明治43年（Ⅱ期）				
	1年	2・3年	4・5年	計	N	1年	2・3年	4・5年	計	N
初等6年まで	6.5(18.6)	0.7(10.0)	0.3(80.0)	7.5(20.5)	112	19.8(24.2)	0.4(66.7)		20.2(25.2)	262
初等6年以上	14.0(18.3)	7.7(39.5)	2.2(68.7)	23.9(29.6)	354	28.4(27.5)	2.5(44.1)	0.3(100.0)	31.2(29.5)	404
中学校	0.9(7.7)	13.5(29.1)	17.1(52.2)	31.5(41.1)	465	2.2(31.0)	9.8(38.6)	6.5(55.9)	18.5(43.8)	240
私立中学校	0.9(7.7)	9.3(35.5)	12.9(55.3)	23.1(45.5)	341	1.2(12.5)	5.3(40.6)	3.9(50.0)	10.4(40.7)	135
再入学	0.1(100.0)	0.7(18.2)	2.2(62.5)	3.0(52.2)	44	0.3(0.0)	1.0(61.5)	1.6(45.5)	2.9(47.4)	38
師範・実業学校	0.1(0.0)	0.3(50.0)	0.3(25.0)	0.7(33.3)	9	1.8(21.7)	0.6(37.5)	0.4(60.0)	1.0(46.2)	13
各種学校等	0.6(11.1)	4.1(19.7)	4.2(64.5)	8.9(40.2)	132		9.5(35.5)	3.2(59.5)	14.3(39.2)	189
私塾規模	0.1(0.0)	0.3(50.0)	0.1(50.0)	0.5(42.8)	7	0.1(0.0)	0.2(0.0)		0.3(0.0)	3
陸軍幼年学校		0.1(0.0)	0.2(66.7)	0.3(40.0)	5		0.3(66.7)	0.3(66.7)	0.4(66.7)	6
中学校卒業			0.3(75.0)	0.3(40.0)	4					
外地中等学校	0.1(0.0)	0.2(50.0)		0.3(40.0)	5		0.2(100.0)	0.2(100.0)	0.3(100.0)	4
計	23.3(17.4)	36.9(31.6)	39.8(56.2)	100.0(38.1)	-	53.8(25.7)	29.8(40.2)	16.4(55.4)	100.0(34.8)	-
N	344	547	587	-	1478	696	386	212	-	1294

	明治44年－大正5年（Ⅲ期）				
	1年	2・3年	4・5年	計	N
初等6年まで	35.4(34.8)	0.2(50.0)		35.6(34.9)	410
初等6年以上	23.4(31.5)	0.8(40.0)	0.1(100.0)	24.3(32.0)	281
中学校	1.8(23.8)	8.4(49.5)	7.1(73.2)	17.3(56.5)	200
私立中学校	0.3(25.0)	3.2(45.9)	2.9(66.7)	6.4(54.1)	74
再入学	0.2(0.0)	1.3(26.7)	1.4(52.9)	2.9(38.2)	34
師範・実業学校	0.1(0.0)	0.7(44.4)		0.8(40.0)	10
各種学校等	0.7(50.0)	8.0(48.9)	3.2(59.4)	11.9(51.8)	137
私塾規模					
陸軍幼年学校		0.2(100.0)	0.1(100.0)	0.3(100.0)	3
中学校卒業					
外地中等学校	0.3(50.0)	0.1(100.0)	0.1(100.0)	0.5(66.7)	6
計	62.2(33.3)	22.9(47.5)	14.9(67.4)	100.0(41.6)	-
N	718	265	172	-	1155

注：卒業率は、該当カテゴリーの入学者数を分母、そのうちの卒業した人数を分子にしたものに、百を乗じて算出している（表4も同様）。

『生徒学籍簿 成城学校』、『従明治四十年四月 生徒学籍簿 成城学校』（成城学校校友会蔵）より作成。

小学校と私立中学校は接続していなかったことになる。大正に入る頃になると前学歴「初等教育」が約6割になるものの（私立全体では大正4年に62.7%と6割に）、その卒業率は30%強にすぎない。

第三に、明治30年代半ば頃までは入学者の半数以上が他の中学校からの転校生で占められていた。ひときわ目を引くのが、4人に1人が東京の私立中学校からの転学者ということであるが、これはなにも成城に限ったことではなく、神田中学校にも明治32年4月15日付で、東京の私立中学校から60人（大成20人、錦城15人、郁文館13人、明治義会12人）が転校している（「文部省へ入学生学籍回答」『明治三十二年 第三課文書 私立中学校第二巻』東京都公文書館蔵）。こうした光景は、文部省

視学官が「私立学校間の転学の頻繁なることは驚くべき程」（『東京府下の中等教育』『読売新聞』1898年3月31日）との感を抱いていたように、日常的なものであった⁽⁷⁾。また、後年に比べて「4・5年」といった高学年への入学者の割合が「2・3年」のそれよりも高くなっていることも注目に値する。

東京という立地上、父兄の転勤に従ってというケースもあったであろうから、幾分割り引く必要があるものの、中学校のみならず、各種学校をはじめとする多種多様な中等教育の「前学歴」をもった少年たちが私立中学校に入学していたということは、明治30年代の私立中学校には公立中学校にはない独自の機能や役割があったからと思われる。

3.2. 私立中学校の機能

それでは、なにゆえ私立中学校に入学していたかという観点からその機能を検討していく。まずは、糸口としていくつかの事例を紹介しよう。

昼間はドイツ語専修学校で学び、夜は夜学で先生をしていた上野陽一（中学校修学経験無）が、上級学校進学に必要な「中学校卒業証書」を得るためだけに順天中学校の四年生三学期に編入学したのは明治35年、時に18歳であった。「中学校はサボりながらドイツ語専修学校だけは休みなく通」う日々であったが、試験だけは確実に受けて「十九歳の春三月、順天中学の免状をニギルことができた」（産業能率短期大学編 1967, 35-37頁）。

小倉金之助は荘内中学校を四年途中で退学、単身上京し物理学校に在学していたが、上野と同じ理由から、中学校の「卒業証書ただ一枚ほしいために」明治37年9月大成中学校五年生二学期に入学する。当初は授業に出席していたが、「十二月ぐらいになってからはもう殆んど学校に行かないようにな」った。とはいえ、翌年3月、無事に「卒業証書」を手にすることができた（小倉 1967, 40-42頁）。

明治37年の東京中学校でも、五年三学期に入学しわずか数ヶ月の在籍で卒業していた者がいる（校史編集委員会編 1983, 104頁）。上記事例は、早急に卒業証書が必要となった者に対し、さほど経歴にこだわらず高学年への編入学を許可し、しかも授業の出席状況にかかわらず卒業資格を与えていた私立中学校の実態を浮き彫りにしている。

また、「前学歴」が中学校のケースでは、「飛び級」を利用することによって高学年に入学していた者もいたようである。私立中学校の中には飛び級制度によって正規の年限を短縮し卒業証書を与える学校もあり、例えば神田では「他の中学校の三

明治後期東京における私立中学校の機能

年生にして同校に入学する時は五年級に編入を許し」ていた（前掲「神田中学閉鎖を命ぜらる」）。個人の例では、藤村操が家庭の経済的事情で、東京開成中学校三年から飛び級を認めていた京北中学校五年に転じ（京北学園百周年記念誌編集委員会編 1998, 32頁）、後年東京電力会長となる菅礼之助（秋田中学校でストライキに関係し、自主退学後上京）は、日本中学校三年修了時に同校の飛び級基準に達していたもののなぜか認められず、四年生の時に商工中学校の五年生に飛び級編入している（日本学園百年史編纂委員会編 1993, 440-443頁）。

こうした「卒業生速成機能」は、「生徒の歓心を得んとし……未だ十分の学力なきものを、急遽上級に編入するもの、極めて多しと為す」（『私立中学』『教育報知』547号, 1897年5月5日）と批判はされていたが、私立中学校特有の役割として一般に認知されていた。

他方、在学していた中学校を退学となったゆえ、私立中学校へと流れてくる者もいた。校長に反発し山形中学校を放校処分となった阿部次郎、生徒会と争い姫路中学校を辞した魚住影雄は京北に編入（京北学園百周年記念誌編集委員会編 1998）、小沢治三郎は地元の地回りとの喧嘩の廉で宮崎中学校を退学処分、当時は県立中学校を退学となると公立中学校への転校は出来ずとのことで成城に入学している（提督小沢治三郎伝刊行会 1969, 4-5頁）。

これらは「素行」に因を発するものであるが、明治30年代に甲府中学校の生徒であった石橋湛山の「落第すると、多くは東京あたりの他の学校へ転校した」という回想（石橋 1951, 25頁）や、富山中学校在学中に落第を繰り返した者が私立に転学しているケースは（斉藤 1995a, 63頁）、学力で淘汰された者も私立に入学していたことを表している⁽⁸⁾。

すなわち、「学力が劣等で他の正当の学校へ入学出来ぬものや、退校を命ぜられた悪書生などを、殆んど無試験でドンドン入学させ」（『私立学校の裏面』『中学世界』第9巻第4号, 1906年3月）という機能を、明治30年代の私立中学校は有していたのである。

それゆえか、同時代の人に「一年級より終業に至るまで、一校に貫きて学ぶ者は、或は多からず」（『内藤翁の私立中学流弊論』『教育時論』第484号, 1898年9月25日）というふうに評されていた私立中学校入学者ではあったが、入学前の経歴によって卒業率の違いはあったのだろうか。表4は、成城入学者を「転学履歴」別に整理したものである。ここでいう「中等」とは中等レベルの教育機関を全て含み、「中等2校目」とは成城への入学が中等教育機関2校目（転学1回）ということである。

表4 成城入学者の経歴別卒業率（カッコ内は入学者数）

	明治33-36年	明治37-40年	明治42-44年	大正元-4年
初等教育	24.9 : (30.2)	28.0 : (46.1)	27.8 : (54.6)	32.6 : (58.8)
中等2校目	38.9 : (52.3)	36.0 : (39.8)	49.2 : (34.2)	52.3 : (36.9)
中等3校目以上	47.1 : (17.5)	41.9 : (14.1)	48.2 : (11.2)	54.5 : (4.3)
平均：(入学者数)	36.1 : (1090)	33.2 : (962)	37.4 : (756)	40.8 : (777)

『生徒学籍簿 成城学校』、『従明治四十年四月 生徒学籍簿 成城学校』（成城学校校友会蔵）より作成。

この表に目を転じると、明治30年代半ばまで「中等2校目」のグループが入学者の主勢力であり、大正初期にかけて一貫して初等教育組より卒業率が高いことがわかる。さらに注目すべきは、転学を繰り返しつつ成城に入学した者（「中等3校目以上」）の数は少ないものの、三つのグループの中では一番卒業率が高い。これは私立入学者の「卒業学年に至り、甲校に在るものにして、落第する時は、乙校に転し、又乙校にて落第する時は、丙校に転するの傾向」（『学生の転校と制裁』『教育時論』第538号、1900年3月25日）という特徴、すなわち転学を重ねつつ私立中学校を卒業していく実態の一面を示している。

明治30年代の私立中学校は、何らかの事情で中等教育機関を退学し、それでも就学が許される境遇にあった者たちに対し、中学校入学機会を、さらには卒業証書を得る機会を提供していたことを意味しよう。ただし、それでも卒業率は決して高いとはいえず、卒業を果たせない層の方が多かった。

その後、私立中学校の整備が進展する明治末期になると、卒業率の高いものの「中等3校目以上」の者の入学者割合は減少していき、大正時代になると数%に落ち込む。もはや私立中学校は、何度も転校を繰り返す者を収容する施設ではなくなっていったのである。

4. 私立中学校の淘汰と機能の衰退

4.1. 文部省当局による改善指導

多くの私立中学校は、設備等の不完全点を補充すべきことを条件に「中学校」として仮認可されていた。それゆえ、「視学官をして各校に就き、其の状況を実視せしむる由にて、其の結果右条件充実し居らざるものは、直に認可取消の処分」（『認可中学校の検分』『教育時論』第557号、1900年10月5日）という懸念は常に私立につきまとっていた。

東京府においては明治33年後半に視学官巡視が実施され、翌年1月30日付の沢柳政太郎普通学務局長から千家尊福東京府知事に宛てた文書に、視学官の眼に映った

明治後期東京における私立中学校の機能

私立中学校の問題点が列記されている(「文部省通牒ニ対シ回答」『明治三十四年 第一課文書類纂 私立中学校』東京都公文書館所蔵)。主に入学に関してのところを拾い上げてみると次の通りであり、大半の中学校に何らかの不備があったようだ。

- ①入学試験内容、入学時期等における違法の廉(立教, 日比谷, 成城, 麻布, 日本, 正則, 京華, 錦城, 京北)
- ②「中学校ニアラサル学校ノ生徒」の転学・無試験転学などにおける違背(立教, 成城, 麻布, 京華, 大成, 東京, 錦城, 京北)

なかなか改善が進まなかったため業を煮やした文部省は、明治36年7月4日に私立中学校改善の意図をもって文部省令第28号「中学校令施行規則改正」を発する。この省令の要点は、「第二学年以上ニ於ケル各学年ノ学級数ハ第一学年ノ学級数ニ超過スルコトヲ得ス」(第21条に追加、『法令全書』による)、「中学校生徒ニシテ退学シタル者退学シタルトキヨリ一箇年以内ニ於テ中学校ニ入学ヲ志願シタルトキハ同一学年以下ノ学年ニ限り入学ヲ許可スルコトヲ得」(第45条改正)であり⁽⁹⁾、これを受けた私立中学校は「一二を除くの外は何れも一学年の生徒僅少にして却て二学年三学年に至りて多きを見る」といった状況であったので、「此の改正を発表さるゝや各私立中学の校長は大に驚き善後の策に奔走」したほどであった(「文部省令と各私立中学」『東京教育雑誌』第164号, 1903年8月25日)。

表5にみるように、私立の在学形態は上級学年ほど生徒数が多くなっており、極端なケースだと、明治33年10月時点の順天では、一年生17名、四年生100名、五年生150名であった(渡辺編 1994, 79頁)。生徒が淘汰されていく過程がうかがえる府立や全国の中学校とは様相が大きく異なっていた私立中学校は、根本的な改革を要求されたのである。

表5 明治34年中学校生徒在籍状況(第一学年生徒を100とする)

	1年	2年	3年	4年	5年	計
府立	505(100)	466(92.3)	344(68.1)	232(45.9)	215(42.6)	1762
私立	1816(100)	2109(116.1)	2335(128.6)	2313(127.4)	2737(150.7)	11310
全国	26679(100)	21544(80.6)	15987(59.9)	12487(46.8)	10181(38.2)	86874

『文部省第二十九年報』(明治34年)より作成。

この明治36年頃から当局の罰則を伴った取締が強化され、入試選抜や卒業資格付与に違反が多かった神田中学校は同年私立学校令第10条に基づき閉鎖(「学校閉鎖命令書ノ儀進達」『明治三十六年 第一種文書類纂 学事第五類 私立中学校』東京都公文書館所蔵)、翌年明治義会中学校が姿を消し、さらには明治38年日比谷中学校が廃

校となり（後に海城中学校へ）、東京中学校は徴兵猶予の特権を失っている（「不良中学校の閉鎖と特典取消」『教育学術界』第12巻第2号，1905年11月5日）。後者二校と明治39年に徴兵猶予の特権を剥奪された大成中学校は，選抜方法や入学者に関する違法の廉での制裁であった⁽¹⁰⁾。

大成を例にその後の経緯をも詳しくみていくと，同校は先に掲げた「中学校令施行規則第45条」に違反し特権を剥奪された（「大成中学の特権剥奪」『教育学術界』第12巻第5号，1906年2月5日）。再び特権にあずかるのは明治41年3月であるが，この間大成がいかに対処していったかは，大成中学校が千家府知事に提出した「認定取消サレ後ノ整理 大成中学校」（「徴兵令第十三条ニ関スル認定」『明治四十二年文書類纂 第一種 学事第七類 私立学校 第五巻』東京都公文書館所蔵）と題された公文書に詳しい。

それによれば，「違反編入ト認メタリシ」者は70名もあり，父兄保証人に来校を求め調査したところ68名の詳細が判明した。うち26名は「既ニ転学退学除名等除籍セシモノ」，15名は「誤認ニ係リテ違反編入ニアラサルモノ」であり，この41名は処置が不要であったが，「現在生ニシテ違反編入シタルモノ」が27名在学していた。

この27名については，各生徒保証人の同意をもって，論旨退学20名，試験を経て下級編入7名の処置がなされ，下級編入者の授業料は学校側が負担することになった。しかし，これですべて解決したのではなく，「違反編入予防」の心構えを表明し，取消された特典を再び認定してもらう必要がある。

編入試験受験志願者ニシテ中学ノ履歴アル者ハ必其ノ証明書ヲ徴シ試験期日切迫ノ為メ即時証明書ヲ差出シ難キ者ハ若シ後日履歴ノ相違ヲ発見シタル時ハ縦令入学手続ノ後ト雖モ直ニ除名スヘキ旨ヲ示シ入学ノ後モ証明書提出遅滞スルモノハ直接当該学校ニ照会スルコトト為シテ此旨事務員一同ニ固々申渡シテ前日ノ如キ過失ヲ再ビセザランコトヲ期セリ。

前在籍校の「証明書」が必須になったことで，明治末期には飛び級は不可能となり，素行不良等で退学になっていた者の編入も厳しくなったといえよう。

ここまで「入学」についてみてきたが，「卒業資格」の付与がどう変化していたかについても触れておかねばなるまい。明治30年代には，私立中学校が「相当の報酬を受けて，在学生にあらざるものに，漫に卒業証書を授」（「文部省と私立学校」『教育時論』第654号，1903年6月15日）けているという風説が流布したり，神田中学校が虚偽の卒業証書を付与するといった不正行為があかるみに出ていた（前掲「神田中学閉鎖を命ぜらる」）。

明治後期東京における私立中学校の機能

さすがに当局もこうした不正を見過ごすことなく、断固たる処置をもってのぞむようになっていった。明治36年10月、順天中学校について沢柳普通学務局長名で千家府知事宛に出された文書には「同校卒業生ニアラサル〇〇〇〇カ受ケタル卒業証書ハ同校ニ回収ノ上其旨報告セシメラレ度」（伏字は引用者）という要望が記載されているが、これに対する順天の回答は次の通りであった（『徴兵令ニ関スル認定』『明治三十八年文書類纂 第一種学事 私立中学校』東京都公文書館所蔵）。

卒業生ニアラサル者ニ卒業証書ヲ授与シタルコト右ハ〇〇〇〇ニ対シ卒業証書ヲ渡シ有之候件……全ク本校事務員取扱上ノ行違ヨリ生シタル結果ニ可有之候……追テ誤証書ハ御内達ニ基キ本年即明治三十六年十一月五日ヲ以テ本校ヘ回収致候。

あくまで事務上の手違いであると弁明しつつ、「誤証書」回収が報告されているこの史料は、明治30年代後半には当局の取り締まりが厳しかったことを如実に物語っている。入学と卒業において、便宜を図っていた私立中学校ではあったが、当局の強硬な姿勢をみせられるにつけ徐々にその機能を弱化させ、一般的な中学校へと変容していったのである。

4.2. 「中学校ニアラサル学校ノ生徒」の入学

中学校間の転校が厳格化されるなか、「中学校ニアラサル学校ノ生徒」すなわち「非中学校」からの入学者動向にはどういった変化があったのだろうか。表3で成城のケースをみると、正規中学校以外中等教育機関（再入学除）からの入学者数はⅠ期162名、Ⅱ期215名、Ⅲ期156名とⅠ期とⅢ期では同程度であるが、入学学年別割合でみると、前者では「2・3年」（5.0％）と「4・5年」（5.1％）とが同程度であるのに対し、後者においては「2・3年」（9.0％）が「4・5年」（3.4％）よりもかなり高くなっている。入学者数が多かったⅡ期（明治末期）の時点で高学年入学者割合が減少し、大正期にはそうした傾向が固定化しつつあったが、これは明治40年頃から、「非中学校」を「前学歴」とする者の入学になんらかの変化があったからだと思われる。このルートからの入学者の事例をいくつかみてみよう。

上京してから一年間、牛乳配達や新聞売りをし苦学していた加藤勘十は、中学校入学を決意するも自身の英語力では中学校合格は難しいと思い、まずは正則英語学校で受験準備をすることにした。明治41年、三年生に合格する自信があったが、「もしもの場合の事を考えて、一年位は後れても基礎的勉強が大事だと」思い、日本中学校の「二学年の編入試験で我慢することにした」（松井ほか編 1980, 41-47頁）。

大正初めに東京に出て学僕として知人宅に寄宿し夜学に通っていた椎名悦三郎は、思案の末思い切って錦城中学校の第三学年編入試験を受験する。研数学館でしっかり勉強していたからかすなりと合格。入学してみると、中学校よりも研数学館の内容の方が進んでいたことに気づき、「なあんだという気がした」（日本経済新聞社編 1970, 162-165頁）。

加藤と椎名の事例は、中学校入学に向けての受験準備という点で、明治30年代の上野や小倉のケースとは異なっている。大正2年の正則中学校補欠入試には志願者が殺到、その合格者の多くが予備校で勉強していた者だったというエピソードもふまえると（正則学院百年史編集委員会編 1989年, 398頁）、明治末期以降、非中学校から入学するには、それなりに厳正な選抜試験をくぐり抜けなければいけなくなっていたといつてよいであろう。

しかも、志望学年に相当する学力基準に達しているかをも私立中学校は厳密に判断するようになっていたことがうかがわれる。志願者側もこの点を意識していたようだから、高学年入学者の割合が減少したのもうなずける。このように、非中学校からの私立中学校、とりわけ高学年への入学の門戸は明治30年代よりも実質的に狭まっていったのである。

5. 結語

本稿では、明治後期東京における私立中学校の機能を、その入学者の特徴という観点から検討してきた。以上の分析からあきらかになったことをまとめると次のようになる。

明治30年代の私立中学校では、入学者の大半が第二学年以上への入学者によって占められており、しかも輩出される卒業生にも第一学年入学者が極めて少なかった。つまり、第一学年に生徒を入学させ五年間在学後に卒業させるという、中学校の一般的な機能が私立中学校ではまだ確立していなかったのである。

入学者の経歴は、他の中学校からの転校生、各種学校等からの転入など実にバラエティに富んでいた。入学の目的は、短期間での卒業証書修得や飛び級であったり、はたまた公立中学校を退学になり受け入れてくれる学校がたまたま私立中学校だったというものであった。私立はそういったニーズに応える機能を有していたのである。

だが明治末期以降、私立中学校のこうした機能は弱化していく。それは中学校をはじめとする中等レベル教育機関からの、そして第二学年以上への入学者の減少を

意味するが、この間接的要因としては公立中学校における中途退学者の減少などもあったであろうが、直接的には文部省当局の罰則をも辞さない態度による改善指導による影響が大きかった。

要するに、明治後期の私立中学校は小学校との接続よりも、多種多様な中等教育機関とのそれの方が強かったのである。これは、同時期の中学校が、「『学力』や素行等のふるわない生徒の選別や淘汰」（斉藤1995a, 13頁）をしつつ、大量の中途退学者を排出していたのに対し、私立中学校はそうした「学力」「素行」で淘汰された中途退学者⁽¹¹⁾のみならず、非中学校の経歴しか持たない者をも積極的に受け入れ、卒業資格付与や進級等において公立中学校では得ることのできない利点を少年たちにもたらしけていたからであった⁽¹²⁾。

最後に、私立中学校の果たしていた役割の社会的意味を考察しよう。中学校退学者は、いうなれば「正系」からの落伍者であり、また、中学校進学を望んでいながらも、なんらかの事情で入学できず他の教育機関に甘んじていた者は「傍系」に連なる者、いわば双方とも「敗者」であった。このうち、アスピレーションを冷却しきれない敗者たちにとって、再度チャンスを与えてくれる私立中学校は、「敗者復活戦」の場となっていたのである。

また、時間・経済コスト的事情を抱える者にとって、飛び級はある意味卒業資格への、ひいては上級学校進学へのバイパスであった。進級制度が厳格であった公立中学校とは対照的である。「敗者復活戦」にせよ「バイパス」にせよ、私立中学校は中学校制度確立過程の間隙を縫って、一種の抜け道的役割を担っていたといえよう。

従来、中学校段階における東京の求心力は、受験準備といった「知」をめぐる文脈で論じられることが多かった。だが、他の中等教育機関に比しその卒業や在学が特権と結び付き重要な意味を帯びはじめた中学校が、中等教育の「正系」としての地位を確立した明治30年代には、「正系」でありながらも入学機会を広く開放し、淘汰的性格が薄かった私立中学校が付与する「中学校卒業資格」はもちろん、私立に入学することで得られる「中学生」という身分そのものも、東京の求心力の一端を担っていたのである。

ただし、本稿で確認したように、私立中学校のこうした機能は明治末期頃から低下していく。本稿ではこの低下要因を主として制度史的な視点から論じたが、もちろんそれだけによって説明されうるものではない。東京府在住小学生の中学校進学熱の勃興、そして全国的な中学校中途退学者の減少が私立中学校にどういった影響を与えたかという点は、近代東京における私立中学校の展開過程を考えるうえでの

重要な検討課題である。

〈注〉

- (1) 明治後期，とりわけ30年代の私立中学校については，生徒の在籍数，経費，いくつかの中学校の沿革に言及している斉藤 (1995b) がある。ただし，そこでは私立中学校をめぐる入学動向や入学者の経歴等が問題とはされていない。
- (2) 私立中学校において第一学年入学者の比率が7割に達するのは，大正9年(72.3%)である。
- (3) 参考までに，明治38年，東京の中学校の卒業生は2304名であったが，うち府立は僅か232名(10.1%)にすぎない(脚注(2)とも『全国中学校ニ関スル諸調査』による)。
- (4) 若干時期は下るが，大正3年における全中学校生徒数に占める徴兵適齢者数割合は，公立中学校が2.8%であるのに対し，私立中学校は6.3%と倍以上となっている(「中学生と徴兵適齢」『教育時論』第1054号，1914年7月25日)。第二学年以上の，しかも高年齢層入学者が多かった明治後期には，私立の数値はより高かったものと推測される。
- (5) 明治30年代の官立東京高師附中学校では，入学志願に際し年齢制限が設けられていた(「東京高等師範学校附属中学校入学試験」『教育公報』第305号，1906年3月15日)。
- (6) 『学籍簿』には，数日の在学で退学した者や入学したもののまったく出校しなかった者などを含んでいる。入学者の実態をより映し出しているといえよう。
- (7) 明治30年代初頭，攻玉社1円20銭，麻布1円30銭を除くと私立の月額授業料は府立と同額の1円50銭だったが，府立では不要の入学金がほとんどの私立では課されていた。いわば私立は割安ではなかったことになるが，多くの私立は受験料ナシ(府立50銭)であったことは，私立間の転校を考えるうえで示唆的である(「各学校修学費一覧表」『中学新誌』第2巻第1号，1898年1月1日)。
- (8) 明治30年代後半に府立四中のある生徒が四年次で落第した際，その境遇に同情した深井鑑一郎校長が「五年に編入できるよう私学に手続きをしてやる」と配慮してくれたというエピソードも(百年史編集委員会編 1988，662頁)，学力で淘汰された者が私立に流れる傾向を裏付けている。
- (9) 公立中学校を落第し私立中学校に入学する者のなかには，落第による留年を嫌い公立を中途退学し，私立に「進級」編入のケースが多かったと思われる。なぜ

明治後期東京における私立中学校の機能

なら、原級に留まったまま私立へ転学することはそれほどメリットがないからだ。したがって、「第45条改正」はそうした広義の「飛び級」をも対象としていたと捉えるべきである。

- (10) 明治37年1月には、商工、東京、立教、日比谷、錦城、暁星、日本、成城、大成、郁文館、独協、京北、麻布の各中学校代表者を文部省普通学務局に呼び、沢柳が徴兵令猶予に関する件につき訓示的注意（詳細内容不明）をしている（「文部省各中学校に注意す」『教育学術界』第8巻第6号、1904年2月5日）。
- (11) 「学力」や「素行」で淘汰されても転校が可能であったということは、少なくとも「経済力」という条件はクリアーしているケースが多かったと思われる。
- (12) もちろん、この根底には生徒を確保し経営安定を狙う私学の姿勢があったであろう。

〈文献〉

- 天野郁夫 1982年、『教育と選抜』第一法規出版。
- 深谷昌志 1969年、『学歴主義の系譜』黎明書房。
- 深谷昌志 1974年、「中等教育」国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第四巻，教育研究振興会，1039－1130頁。
- 百年史編集委員会編 1988年、『府立四中・都立戸山高百年史』百周年記念事業実行委員会。
- 石橋湛山 1951年、『湛山回想』毎日新聞社。
- 京北学園百周年記念誌編集委員会編 1998年、『京北学園百周年記念誌』京北学園。
- 校史編集委員会編 1983年、『校史－東京中学校・東京高等学校』学校法人上野塾。
- 松井政吉ほか編 1980年、『加藤勘十の事ども』金剛出版。
- 日本新聞社編 1970年、『私の履歴書』第四十一集，日本経済新聞社。
- 小倉金之助 1967年、『一数学者の回想』筑摩書房。
- 斉藤利彦 1995年 a,『競争と管理の学校史』東京大学出版会。
- 1995年 b,「形成期の中等教育」東京都立教育研究所編『東京都教育史 通史編二』東京都立教育研究所，113－147頁。
- 産業能率短期大学編 1967年、『上野陽一伝』産業能率短期大学出版部。
- 正則学院百年史編集委員会編 1989年、『正則学院百年史』正則学院。
- 島溪生 1907年，「東京中学と地方の中学」『中学世界』第10巻第8号，71－77頁。
- 提督小沢治三郎伝刊行会編 1969年、『提督小沢治三郎伝』原書房。

東京府立第三中学校編 1916年、『東京府立第三中学校一覧 大正四年度』同校。

東京府立第四中学校編 1909年、『東京府立第四中学校一覧 明治四十二年度』同校。

渡辺孝藏編 1994年、『順天百六十年史』学校法人順天学園。

渡邊辰次郎 1907年、「中学教育論」『教育学術界』第15巻第2号，85－91頁。

付記：史料閲覧に際し，成城学校の福居敏夫校長先生，山地京子氏，校友会の方々にはいろいろお力添えいただいた。ここに記して謝意を表したい。

ABSTRACT

**Functions of Private Junior High Schools in Late Meiji Era Tokyo:
Focusing on Entrance Trends and the School Careers of New Students**

TAKEISHI, Norifumi

(Graduate School, The University of Tokyo)

7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0033 Japan

Email: pp37010@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

The purpose of this paper is to clarify the situation of private junior high schools under the old system in modern Tokyo, by analyzing the tendency of entrance into schools, the students' motives for entering, and the students' school careers. The paper then discusses the social functions of schools in the late Meiji Era.

The paper begins by examining entrance trends of junior high schools. In the third decade of the Meiji Era (1888-1897), most new students entered at a grade level above the first year, and very few of the graduates had been in the school for the entire five-year enrollment period. This aspect stands out compared with public junior high schools. However, the number of students entering from the first grade of junior high schools gradually increased in number, and the rate reached 60% of total new students in the early Taisho Era (beginning in 1912).

The paper then analyzes the school careers of new students. Many had failed to enter private junior high schools directly after graduating from elementary school, and on the other hand a high number of students transferred from other junior high schools and from lower secondary schools. This is because private junior high schools had the following functions: they tended to confer diplomas easily, accept dropouts and let students skip grades.

However, the articulation between private junior high schools and elementary schools gradually stabilized after the end of the Meiji Era. In the background of this change was an amelioration policy carried out by the Ministry of Education against the junior high schools, with the Ministry ordering the closure to some schools. Consequently, the above-mentioned functions of private junior high schools were weakened.

In a word the private junior high schools in the late Meiji Era were places for "comeback matches," which gave a second chance to junior high school dropouts and to students in lower secondary schools. In addition, they offered a shortcut to obtaining a diploma.

In conclusion, the paper emphasizes that the centripetal force exerted by Tokyo was based not only on the knowledge available there for students preparing for higher education, but also by the status and privilege conferred by the status of junior high school graduation.